

平成27年4月から

# 子ども・子育て支援新制度が始まります



問／保育課 ☎463-2939

平成27年4月に予定している「子ども・子育て支援新制度」の実施に伴い幼稚園、保育園や認定こども園の利用手続きが変わります。幼稚園、保育園、認定こども園を利用するには、朝霞市の認定を受ける必要があり、認定には下記のとおり3つの区分があります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定（教育標準時間認定）	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く）で教育を希望する場合	幼稚園 <sup>(※)</sup> 、認定こども園
2号認定（満3歳以上保育認定）	満3歳以上の小学校就学前の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園、認定こども園
3号認定（満3歳未満保育認定）	満3歳未満の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園、認定こども園、地域型保育

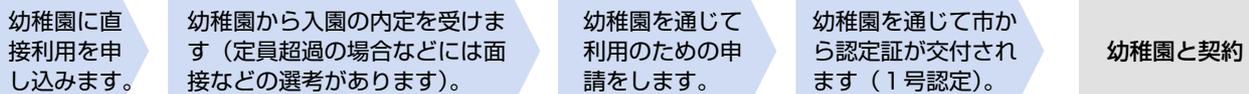
※現在の幼稚園は、平成27年4月（予定）から「新制度に移行する幼稚園」と「現行制度のまま継続する幼稚園」があり、今後、各幼稚園の判断でどちらかを選択することになります。

## 主な施設類型別の内容

### 幼稚園

	新制度に移行する幼稚園	現行制度のまま継続する幼稚園
契 約	各幼稚園と直接契約	各幼稚園と直接契約
認 定 証	1号認定証（教育標準時間認定）が必要	必要なし
保 育 料	保護者の所得に応じた支払いが基本となります。国が定める基準を上限として、今後、朝霞市が定めます。	各幼稚園が設定した金額
幼稚園就園費等補助金	支給対象となりません。	支給対象となります。

#### 新制度に移行する幼稚園利用の流れ



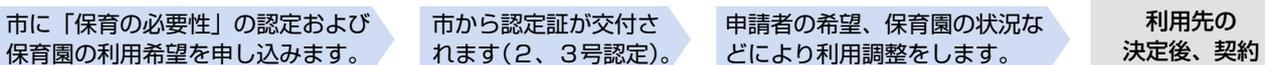
※現行制度のまま継続する幼稚園の利用手続きは今までどおりとなります。

### 保育園

保育園の利用には、朝霞市が交付する「保育の必要性」（2号認定・3号認定）の認定証が必要になります。

	保 育 園
契 約	朝霞市と契約
認 定 証	2号認定証（満3歳以上保育認定）・3号認定証（満3歳未満保育認定）が必要
保 育 料	保護者の所得に応じた支払いが基本となります。国が定める基準を上限として、今後、朝霞市が定めます。

#### 保育園利用の流れ



### 認定こども園

現在、市内に、認定こども園はありませんが、他市の認定こども園に通園する場合も、朝霞市の認定が必要です。

	認定こども園（幼稚園部分）	認定こども園（保育所部分）
契 約	各認定こども園と直接契約	各認定こども園と直接契約
認定証	1号認定証（教育標準時間認定）が必要	2号認定証（満3歳以上保育認定）・3号認定証（満3歳未満保育認定）が必要
保育料	保護者の所得に応じた支払いが基本となります。国が定める基準を上限として、今後、朝霞市が定めます。	保護者の所得に応じた支払いが基本となります。国が定める基準を上限として、今後、朝霞市が定めます。

認定こども園を利用する場合、1号認定は「幼稚園利用の流れ」、2・3号認定は「保育園利用の流れ」にそれぞれ準じます。